

国の留保からの配分等について

令和 7 年 3 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）及び鯨類を除く。）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に該当する場合は、各管理年度の事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとされている。

（１）まあじ、まいわし各資源、まさば及びごまさば各資源、するめいか並びにさんま

国の留保からの配分について、予め定めた計算方法に則り、都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を変更する場合

（２）まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 A 海域並びにさんま

国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を変更する場合

（３）融通に伴う数量の変更

都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を変更する場合

（４）まさば及びごまさば太平洋系群、まいわし太平洋系群及びさんま

大中型まき網漁業に係る漁獲割当管理区分の配分量未利用分の国の留保への繰り入れ及び当該留保からの同漁業に係る総量管理区分への追加配分に伴い、大臣管理漁獲可能量を変更する場合

北太平洋さんま漁業に係る総量管理区分の配分量未利用分の漁獲割当管理区分への追加配分に伴い、大臣管理漁獲可能量を変更する場合

（５）まさば及びごまさば対馬暖流系群

漁獲可能量の調整が行われた管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分について、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越す場合

（６）すけとうだら太平洋系群

資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に、１万トンの漁獲可能量の追加等を行う場合（いわゆる「大量来遊ルール」）

（７）すけとうだら日本海北部系群

漁獲可能量の未利用分を、当該漁獲可能量の５％を上限に、翌管理年度に繰り越すことに
 伴い、漁獲可能量及びその配分を変更する場合

2 数量変更の内容

前回報告を行った第 135 回資源管理分科会（令和 7 年 2 月 13 日開催）以降、上記 1 に該当す
 る漁獲可能量の配分の変更を行ったので報告する。

1（２）に該当

ずわいがに日本海系群 A 海域（令和 6 年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和 7 年 2 月 14 日	留保からの 追加配分	福井県	294 トン	316 トン	22 トン
		沖合底びき網漁業及 びずわいがに漁業	2,672 トン	2,677 トン	5 トン
		国の留保	260 トン	233 トン	-27 トン

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（令和 6 年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和 7 年 2 月 14 日	留保からの 追加配分	島根県	17,900 トン	27,400 トン	9,500 トン
		山口県	2,800 トン	3,000 トン	200 トン
		長崎県	40,200 トン	42,100 トン	1,900 トン
		鹿児島県	17,000 トン	17,900 トン	900 トン
		大中型まき網漁業	103,800 トン	108,800 トン	5,000 トン
		国の留保	21,700 トン	4,200 トン	-17,500 トン

（以 上）

国の留保からの配分等について（鯨類）

令和 7 年 3 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に該当する場合は、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとされている。

（１）国の留保枠からの配分に伴う数量の変更

国の留保からの配分について、当事者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合。

（２）融通に伴う数量の変更

当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合。

2 数量変更の内容

上記 1 に該当する漁獲可能量の配分の変更を行ったので報告する。

1 （１）に該当

にたりくじら（令和 7 管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和 7 年 1 月 31 日	留保からの配分	にたりくじら 基地式捕鯨業	0 頭	20 頭	20 頭
		国の留保	40 頭	20 頭	-20 頭

（以 上）